

【女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画】

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間
2. 当組合の課題
  - ・女性の継続勤務年数（特に正職員）が短い。
3. 目標と取組内容・実施時期

**目標1**：全職員の年次有給休暇取得日数を1人当たり平均年間7日以上とする。

《実施時期・取組内容》

- ①令和4年4月～ 職員厚生委員会議での内容説明や文書による職員へ周知
- ②令和4年8月～ 幹部職員会議にて年7回以上年次有給休暇取得を徹底するよう通知する。
- ③令和4年9月～ すべての部署に年次有給休暇日数管理表を配布し、人事教育課と共有する。
- ④令和4年10月～ 各自の年次有給休暇取得状況を本人と所属長に4半期毎に通知する。

**目標2**：女性の平均勤続年数を向上させる。

《実施時期・取組内容》

- ①令和4年4月～ 職員厚生委員会議での内容説明や文書による職員へ周知
- ②令和4年6月～ 幹部職員会議で当組合の課題を説明する。
- ③令和4年7月～ 各部署毎に毎週1回ノー残業デーを設定し、定時退社を徹底する。
- ④令和4年12月～ 臨時職員から正職員への登用を推進する。